

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和3年2月1日

【発行者名】 UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
（UBS Fund Management（Luxembourg）S.A.）

【代表者の役職氏名】 メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード
ヴァレリー・ベルナル
（Valérie Bernard）
メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード
ジェフリー・ラヘイ
（Geoffrey Lahaye）

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL - 1855、
J.F.ケネディ通り33A番
（33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
弁護士 大西 信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03（6212）8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
UBS（Lux）エクイティ・ファンド
（UBS（Lux）Equity Fund）

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
UBS（Lux）エクイティ・ファンド
エマージング・マーケット・ 5億アメリカ合衆国ドル
サステナブル・リーダーズ （約547億円）
（米ドル）クラスP受益証券
ヨーロッパ・オポチュニティ・ 8億ユーロ
サステナブル（ユーロ） （約963億円）
クラスP受益証券
グレーター・チャイナ（米ドル） 9億アメリカ合衆国ドル
クラスP受益証券 （約985億円）
スモール・キャップスUSA 9億アメリカ合衆国ドル
（米ドル）クラスP受益証券 （約985億円）
USサステナブル 9億アメリカ合衆国ドル
（米ドル）クラスP受益証券 （約985億円）

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

- (注1) UBS (Lux) エクイティ・ファンド - エマージング・マーケッツ (米ドル) は2014年8月4日付で、UBS (Lux) エクイティ・ファンド - エマージング・マーケッツ・インフラストラクチャー (米ドル) は2014年8月29日付で、それぞれUBS (Lux) エクイティ・シキャブ - エマージング・マーケッツ・ハイ・ディビデンド (米ドル) に吸収され解散した。
- UBS (Lux) エクイティ・ファンド - ユーロ・ストックス50アドバンスト (ユーロ) は、2014年9月19日付でUBS (Lux) エクイティ・ファンド - ユーロ・カンTRIES・オポチュニティ (ユーロ) に吸収され解散した。
- UBS (Lux) エクイティ・ファンド - スモール・アンド・ミッド・キャップス・ジャパン (日本円) は、2015年9月22日付でUBS (Lux) エクイティ・ファンド - ジャパン (日本円) に吸収され解散した。
- UBS (Lux) エクイティ・ファンド - 台湾 (米ドル) は、2015年10月29日付でUBS (Lux) エクイティ・シキャブ - アジアン・スモラー・カンパニーズ (米ドル) に吸収され解散した。
- UBS (Lux) エクイティ・ファンド - フィナンシャル (ユーロ) は、2015年11月12日付でUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・エクイティーズ (米ドル) に吸収され解散した。
- UBS (Lux) エクイティ・ファンド - セントラル・ヨーロッパ (ユーロ) は、2016年12月6日付でUBS (Lux) エクイティ・シキャブ - ユーロ・カンTRIES・インカム (ユーロ) に吸収され解散した。
- UBS (Lux) エクイティ・ファンド - オーストラリア (豪ドル) は、2019年4月8日付で解散した。
- (注2) 2021年2月1日付で、UBS (Lux) エクイティ・ファンド - アジア・コンサンプション (米ドル) はUBS (Lux) エクイティ・ファンド - エマージング・マーケッツ・サステナブル・リーダーズ (米ドル) に、UBS (Lux) エクイティ・ファンド - ユーロピアン・オポチュニティ (ユーロ) はUBS (Lux) エクイティ・ファンド - ユーロピアン・オポチュニティ・サステナブル (ユーロ) にそれぞれ名称を変更した。
- (注3) ユーロおよびアメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、特に記載がない限り、2020年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=120.32円、1米ドル=109.43円)による。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年5月29日に提出した有価証券届出書(2020年7月30日付および2020年8月31日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)(以下「原届出書」といいます。)について、2021年2月1日付でUBS(Lux)エクイティ・ファンド - アジア・コンサンプション(米ドル)およびUBS(Lux)エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ(ユーロ)の名称が変更され、当該サブ・ファンドおよび/または他のサブ・ファンドに関し、投資方針、投資リスク、運用体制、投資制限、手数料等及び税金、申込(販売)手続等、買戻し手続等、乗換え手続ならびに名義書換の取扱場所等が変更され、ファンドの設立地における目論見書が変更されましたので、また、申込取扱場所が変更される予定のため、これに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、下線の部分は訂正部分を示します。

2【訂正の内容】

表紙

<訂正前>

(前略)

届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額

UBS(Lux)エクイティ・ファンド

<u>アジア・コンサンプション</u>	5億アメリカ合衆国ドル
<u>(米ドル)</u>	(約547億円)
クラスP受益証券	
<u>ヨーロピアン・オポチュニティ</u>	8億ユーロ
<u>(ユーロ)クラスP受益証券</u>	(約963億円)
グレーター・チャイナ(米ドル)	9億アメリカ合衆国ドル
クラスP受益証券	(約985億円)

(中略)

(注1) UBS(Lux)エクイティ・ファンド - エマージング・マーケッツ(米ドル)は2014年8月4日付で、UBS(Lux)エクイティ・ファンド - エマージング・マーケッツ・インフラストラクチャー(米ドル)は2014年8月29日付で、それぞれUBS(Lux)エクイティ・シキャブ - エマージング・マーケッツ・ハイ・ディビデンド(米ドル)に吸収され解散した。

UBS(Lux)エクイティ・ファンド - ユーロ・ストックス50アドバンスド(ユーロ)は、2014年9月19日付でUBS(Lux)エクイティ・ファンド - ユーロ・カントリーズ・オポチュニティ(ユーロ)に吸収され解散した。

UBS(Lux)エクイティ・ファンド - スモール・アンド・ミッド・キャップス・ジャパン(日本円)は、2015年9月22日付でUBS(Lux)エクイティ・ファンド - ジャパン(日本円)に吸収され解散した。

UBS(Lux)エクイティ・ファンド - 台湾(米ドル)は、2015年10月29日付でUBS(Lux)エクイティ・シキャブ - アジアン・スモラー・カンパニーズ(米ドル)に吸収され解散した。

UBS(Lux)エクイティ・ファンド - フィナンシャル(ユーロ)は、2015年11月12日付でUBS(Lux)キー・セレクション・シキャブ - グローバル・エクイティーズ(米ドル)に吸収され解散した。

UBS(Lux)エクイティ・ファンド - セントラル・ヨーロッパ(ユーロ)は、2016年12月6日付でUBS(Lux)エクイティ・シキャブ - ユーロ・カントリーズ・インカム(ユーロ)に吸収され解散した。

UBS(Lux)エクイティ・ファンド - オーストラリア(豪ドル)は、2019年4月8日付で解散した。(米ドル)

(注2) ユーロおよびアメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、特に記載がない限り、2020年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=120.32円、1米ドル=109.43円)による。

<訂正後>

(前略)

届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額

UBS(Lux)エクイティ・ファンド

<u>エマージング・マーケッツ・</u>	5億アメリカ合衆国ドル
<u>サステナブル・リーダーズ</u>	(約547億円)
<u>(米ドル)クラスP受益証券</u>	
<u>ヨーロッパ・オポチュニティ・</u>	8億ユーロ
<u>サステナブル(ユーロ)</u>	(約963億円)
<u>クラスP受益証券</u>	
<u>グレーター・チャイナ(米ドル)</u>	9億アメリカ合衆国ドル
<u>クラスP受益証券</u>	(約985億円)

(中略)

(注1) UBS(Lux)エクイティ・ファンド - エマージング・マーケッツ(米ドル)は2014年8月4日付で、UBS(Lux)エクイティ・ファンド - エマージング・マーケッツ・インフラストラクチャー(米ドル)は2014年8月29日付で、それぞれUBS(Lux)エクイティ・シキャブ - エマージング・マーケッツ・ハイ・ディビデンド(米ドル)に吸収され解散した。

UBS(Lux)エクイティ・ファンド - ユーロ・ストック50アドバンスト(ユーロ)は、2014年9月19日付でUBS(Lux)エクイティ・ファンド - ユーロ・カントリーズ・オポチュニティ(ユーロ)に吸収され解散した。

UBS(Lux)エクイティ・ファンド - スモール・アンド・ミッド・キャップス・ジャパン(日本円)は、2015年9月22日付でUBS(Lux)エクイティ・ファンド - ジャパン(日本円)に吸収され解散した。

UBS(Lux)エクイティ・ファンド - 台湾(米ドル)は、2015年10月29日付でUBS(Lux)エクイティ・シキャブ - アジアン・スモラー・カンパニーズ(米ドル)に吸収され解散した。

UBS(Lux)エクイティ・ファンド - フィナンシャル(ユーロ)は、2015年11月12日付でUBS(Lux)キー・セレクション・シキャブ - グローバル・エクイティーズ(米ドル)に吸収され解散した。

UBS(Lux)エクイティ・ファンド - セントラル・ヨーロッパ(ユーロ)は、2016年12月6日付でUBS(Lux)エクイティ・シキャブ - ユーロ・カントリーズ・インカム(ユーロ)に吸収され解散した。

UBS(Lux)エクイティ・ファンド - オーストラリア(豪ドル)は、2019年4月8日付で解散した。

(注2) 2021年2月1日付で、UBS(Lux)エクイティ・ファンド - アジア・コンサンプション(米ドル)はUBS(Lux)エクイティ・ファンド - エマージング・マーケッツ・サステナブル・リーダーズ(米ドル)に、UBS(Lux)エクイティ・ファンド - ヨーロッパ・オポチュニティ(ユーロ)はUBS(Lux)エクイティ・ファンド - ヨーロッパ・オポチュニティ・サステナブル(ユーロ)にそれぞれ名称を変更した。

(注3) ユーロおよびアメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、特に記載がない限り、2020年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=120.32円、1米ドル=109.43円)による。

第一部 証券情報

(2) 外国投資信託受益証券の形態等

<訂正前>

記名式無額面受益証券。2020年5月29日現在、ファンドは15のサブ・ファンドを有するアンブレラ型である。

ファンドのサブ・ファンドのうち、UBS(Lux)エクイティ・ファンド - アジア・コンサンプション(米ドル)、UBS(Lux)エクイティ・ファンド - ヨーロッパ・オポチュニティ(ユーロ)、UBS(Lux)エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ(米ドル)、UBS(Lux)エクイティ・ファンド - スモール・キャップスUSA(米ドル) およびUBS(Lux)エクイティ・ファンド - USサステナブル(米ドル) (以下それぞれ「サブ・ファンド」という。)のクラスP - a c c (以下日本においては「クラスP」と呼ぶ。)受益証券が本書に基づき日本で募集される(以下「ファンド証券」または「受益証券」という。)

(中略)

(注3) UBS(Lux)エクイティ・ファンド - ヘルスケア(米ドル) およびUBS(Lux)エクイティ・ファンド - ジャパン(日本円) については2012年6月1日以降、UBS(Lux)エクイティ・ファンド - グローバル・サステナブル・イノベーションズ(ユーロ) については2016年6月1日以降、日本において募集を停止しており、いずれも2016年11月末日現在で日本における受益者は存在しない。

UBS(Lux)エクイティ・ファンド - ヨーロッパ・オポチュニティ(ユーロ) のクラス(米ドル・ヘッジ)Pは、2019年9月6日以降、日本において募集を停止しており、2019年11月末日現在日本における受益者は存在しない。

<訂正後>

記名式無額面受益証券。2021年2月1日現在、ファンドは14のサブ・ファンドを有するアンブレラ型である。

ファンドのサブ・ファンドのうち、UBS(Lux)エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ(米ドル)、UBS(Lux)エクイティ・ファンド - ヨーロッパ・オポチュニティ・サステナブル(ユーロ)、UBS(Lux)エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ(米ドル)、UBS(Lux)エクイティ・ファンド - スモール・キャップスUSA(米ドル) およびUBS(Lux)エクイティ・ファンド - USサステナブル(米ドル) (以下それぞれ「サブ・ファンド」という。)のクラスP - a c c (以下日本においては「クラスP」と呼ぶ。)受益証券が本書に基づき日本で募集される(以下「ファンド証券」または「受益証券」という。)

(中略)

(注3) UBS(Lux)エクイティ・ファンド - ヘルスケア(米ドル) およびUBS(Lux)エクイティ・ファンド - ジャパン(日本円) については2012年6月1日以降、UBS(Lux)エクイティ・ファンド - グローバル・サステナブル・イノベーションズ(ユーロ) については2016年6月1日以降、日本において募集を停止しており、いずれも2016年11月末日現在で日本における受益者は存在しない。

UBS(Lux)エクイティ・ファンド - ヨーロッパ・オポチュニティ・サステナブル(ユーロ) のクラス(米ドル・ヘッジ)Pは、2019年9月6日以降、日本において募集を停止しており、2019年11月末日現在日本における受益者は存在しない。

(注4) 2021年2月1日付で、UBS(Lux)エクイティ・ファンド - アジア・コンサンプション(米ドル) はUBS(Lux)エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ(米ドル) に、UBS(Lux)エクイティ・ファンド - ヨーロッパ・オポチュニティ(ユーロ) はUBS(Lux)エクイティ・ファンド - ヨーロッパ・オポチュニティ・サステナブル(ユーロ) にそれぞれ名称を変更した。以下同じ。

（８）申込取扱場所

<訂正前>

UBS証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
 大手町ファーストスクエア イーストタワー
 電話番号 0120 - 073 - 533
 ホームページ・アドレス www.ubs.com/jp/ja

（以下「UBS証券」または「日本における販売会社」という。）

<訂正後>

UBS証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
 大手町ファーストスクエア イーストタワー^(注)
 電話番号 0120 - 073 - 533
 ホームページ・アドレス www.ubs.com/jp/ja

（以下「UBS証券」または「日本における販売会社」という。）

(注) 2021年3月8日に、東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 丸の内永楽ビルディングに変更する予定である。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>

サブ・ファンドの資産は、リスク分散原則に従って投資される。特定のサブ・ファンドの投資方針においてより高い比率が認められる場合の他、すべてのサブ・ファンドは、その資産の70%を最低額として株式、組合出資持分、および、当該サブ・ファンドの名称に表示されるセクターやテーマに関連することのある企業、またはサブ・ファンドの名称に表示される国、地域または経済セクターに所在するもしくは主な活動を行っている企業の発行する参加証書（持分証書および持分権）、短期証券、分配請求権証券およびワラント等のその他の株式関連証券に投資する。

（中略）

個々のサブ・ファンドの投資方針と対立しない限りにおいて、サブ・ファンドは純資産額の10%を上限として既存のUCITSおよびUCIに投資することができる。

各サブ・ファンド特定の投資方針

UBS (Lux) エクイティ・ファンド - アジア・コンサンプション (米ドル)

UBS (Lux) エクイティ・ファンド - アジア・コンサンプション (米ドル) は、ファンドの一般的投資方針に従って、アジアのマーケットに物品とサービスを提供する事業に従事している企業の普通株、優先株 (ADRを含む。)、譲渡性証券のワラントおよび普通株等の有価証券に転換可能な持分権に主に投資する。これらはアジアの消費拡大から相当の恩恵を受ける企業である。その中には、携帯電話会社や消費者金融会社が含まれる。更に、本サブ・ファンドはフランチャイズ展開によって世界中で事業を営むアジアの消費財・消費サービス企業にも投資することができる。その目的は、アジア (除く日本) の一般消費財、生活必需品およびヘルスケア・セクターの有価証券を中心に投資することによって、長期的な投資元本の増加を達成することである。

このため、本サブ・ファンドは投資ガイドラインに従って、中小企業および/または非上場企業に投資することがある。中小企業および/または非上場企業の市場は変動が激しく、利益を実現する可能性も高いが、損失を被るリスクも大きい。

サブ・ファンドは、パフォーマンス測定、リスク管理およびポートフォリオ構築の目的において、ベンチマークであるMSCI ACアジア除く日本 コンシューマー・アンド・ヘルスケア・セクター 10/40を用いる。ポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオを構築する際に、自らの裁量権を行使することができ、銘柄または組入比率の点においてベンチマークに縛られない。名称に「ヘッジ」を含む受益証券クラスに関しては、ベンチマークの為替ヘッジバージョン(利用可能な場合)が用いられる。ポートフォリオは、投資配分およびパフォーマンスの点においてベンチマークから乖離することがある。

投資家は、本サブ・ファンドの投資リスクには上海 - 香港ストック・コネクトまたは深圳 - 香港ストック・コネクトを通じて取引される中国A株も含む可能性があることに留意するべきである。中国A株は、中国本土にある企業の人民元建てA株式である。当該株式は、上海証券取引所および深圳証券取引所等の中国証券取引所において取引される。

本サブ・ファンドは、先進国市場および新興国市場の双方に投資する可能性がある。かかる投資に伴うリスクについては、「リスクの注記」に記載する。上記に加え、投資家は、上海 - 香港ストック・コネクトまたは深圳 - 香港ストック・コネクトを通じて取引される投資に伴う上記のリスクを読み、認識し、かつ、これを考慮するべきである。かかるリスクに関する情報は、下記「リスクの注記」に記載される。こうした理由により、本サブ・ファンドは上記のリスクを認識している投資家に特に適している。

本サブ・ファンドはまた、以下の目的で先物、先渡し、スワップ、ノン・デリバラブル・フォワードおよび通貨オプションを売買することができる。

- 本サブ・ファンドのファンド通貨に対して本サブ・ファンドの投資対象の為替リスクの一部または全部をヘッジする目的。これは直接的(ファンド通貨に対してある通貨をヘッジする。)または間接的(第三の通貨に対してある通貨をヘッジしてから、ファンド通貨に対してヘッジを行う。)に行うことができる。
- ファンド通貨または自由に交換可能なその他の通貨の為替ポジションを取る目的。

ノン・デリバラブル・フォワード(NDF)は、通貨を実際に送金したり、現地市場で取引を行う必要なしに、為替ポジションを取り、または為替リスクをヘッジすることができる。これによって、現地の取引相手のリスクを回避し、現地通貨の保有コストを削減することが可能になる。

基準通貨は、米ドルである。

典型的な投資家の特性

アクティブ運用されるサブ・ファンドは、アジア(除く日本)にあるまたは同地域で主に活動を行い、かつ、アジアの消費者に物品とサービスを提供する事業に従事している企業に分散された株式ポートフォリオに投資することを望む投資家に適している。当該投資家は、株式に固有のリスクを負う覚悟がある。

UBS(Lux)エクイティ・ファンド - ヨーロッパ・オポチュニティ(ユーロ)

UBS(Lux)エクイティ・ファンド - ヨーロッパ・オポチュニティ(ユーロ)は、その資産の大部分をヨーロッパにあるまたは同地域で主に活動を行う企業の株式およびその他の持分に投資する。当該投資の範囲で、本サブ・ファンドは(その純資産の10%を上限にオープン・エンド型投資信託である)ヨーロッパ・スモールおよび/またはミッド・キャップスに直接的もしくは間接的に投資を行うこともできる。投資制限の「5 証券および短期金融商品を裏付け資産とする特別の技法および手段」に従い、サブ・ファンドはインデックス先物を利用して市場へのエクスポージャーを増減させることができる。サブ・ファンドは、パフォーマンス測定、リスク管理およびポートフォリオ構築の目的において、ベンチマークであるMSCIヨーロッパ(正味配当金再投資)を用いる。ポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオを構築する際に、自らの裁量権を行使することができ、銘柄または組入比率の点においてベンチマークに縛られない。名称に「ヘッジ」を含む受益証券クラスに関しては、ベンチマークの為

替ヘッジバージョン（利用可能な場合）が用いられる。ポートフォリオは、投資配分およびパフォーマンスの点においてベンチマークから乖離することがある。

基準通貨は、ユーロである。

典型的な投資家の特性

アクティブ運用されるサブ・ファンドは、ヨーロッパの企業の株式ポートフォリオに投資することを希望し、かつ、株式に固有のリスクを負う覚悟がある投資家に適している。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）は、中華人民共和国または台湾に拠点を置く企業ならびに中華人民共和国または台湾と密接な経済的関係のある東アジアに所在する企業の株式およびその他のエクイティ株式に主に投資する。

（中略）

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - スモール・キャップスUSA（米ドル）

主にアメリカ合衆国で活発な活動を行っている小規模企業が発行する株式およびその他の株式関連証券に資産の最低70%を投資する。かかる小規模企業の株式時価総額は、代表的な小規模企業の指数における最大の株式時価総額を有する企業の株式時価総額を超えることはない。サブ・ファンドは、パフォーマンス測定、リスク管理およびポートフォリオ構築の目的において、ベンチマークであるRussell 2000 グロース（正味配当金再投資）を用いる。ポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオを構築する際に、自らの裁量権を行使することができ、銘柄または組入比率の点においてベンチマークに縛られない。名称に「ヘッジ」を含む受益証券クラスに関しては、ベンチマークの為替ヘッジバージョン（利用可能な場合）が用いられる。ポートフォリオは、投資配分およびパフォーマンスの点においてベンチマークから乖離することがある。しかし、サブ・ファンドの投資対象は、アメリカ合衆国の小規模企業を代表する指数に含まれる企業の株式やその他の株式関連証券に限られない。サブ・ファンドは、ファンドの約款および一般的な投資方針や投資制限に従い、その他の資産に投資する場合もある。

（中略）

リスクの注記

（中略）

上海 - 香港ストック・コネクトまたは深圳 - 香港ストック・コネクト（以下「ストック・コネクト」という。）を通じて取引される投資に関するリスクの情報

（中略）

投資家補償ファンドの保護対象外

投資家は、ストック・コネクトを通じたノースバウンド取引もサウスバウンド取引も香港の投資家補償ファンドまたは中国証券投資家保護ファンドの対象とならないことに留意するべきである。従って、投資家は、これらの対策の保護を受けない。

香港の投資家補償ファンドは、認可仲介人または公認金融機関が香港の上場商品に関連して債務不履行となったために金銭的な損害を被るあらゆる国籍の投資家を補償するために設立された。支払不履行の例は、支払不能、破産もしくは清算、信託義務違反、不正支出、詐欺行為または違法取引である。

クォータがすべて使用されるリスク

（後略）

<訂正後>

サブ・ファンドの資産は、リスク分散原則に従って投資される。特定のサブ・ファンドの投資方針において異なる比率が認められる場合の他、すべてのサブ・ファンドは、その資産の70%を最低額として株式、組合出資持分、および、当該サブ・ファンドの名称に表示されるセクターやテーマに関連するこ

とのある企業、またはサブ・ファンドの名称に表示される国、地域または経済セクターに所在するもしくは主な活動を行っている企業の発行する参加証書(持分証書および持分権)、短期証券、分配請求権証券およびワラント等のその他の株式関連証券に投資する。

(中略)

個々のサブ・ファンドの投資方針と対立しない限りにおいて、サブ・ファンドは純資産額の10%を上限として既存のUCITSおよびUCIに投資することができる。

ESGインテグレーション

UBSアセット・マネジメントは、特定のサブ・ファンドをESG統合型ファンドに分類する。かかるサブ・ファンドの投資プロセスは、サステナビリティならびに/または環境、社会およびガバナンス(以下「ESG」という。)の基準に関する主要な見地を、財務分析のプロセスに統合する。ESG統合型ファンドは、投資プロセスに、特定の倫理上の原則または基準の適用ではなく、投資結果に影響を及ぼす可能性がある主なESG上のリスクが含まれることを特徴とする。主なサステナビリティ/ESG上の特徴の分析には、会社の様々な側面(そのカーボン・フットプリント、従業員の健康および福祉、バリュー・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンスに係る手続き等)が含まれる可能性がある。投資運用会社が、値上がりの可能性が特定されるリスクを上回ると考える場合、ESG上の高いリスク・プロファイルを有する有価証券への投資は継続される可能性がある。そのため、ESG統合型ファンドはサステナブル・フォーカス/ESGファンドではなく、投資プロセスにおいてESG問題を追加要因とする、財務収益の最大化を目指す投資ファンドである。

各サブ・ファンド特定の投資方針

UBS(Lux)エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ(米ドル)

アクティブに運用されるUBS(Lux)エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ(米ドル)は、リスク分散原則に従って、その資産の少なくとも3分の2を新興国市場に所在するか、または同市場で主に活動を行う企業の株式またはその他持分に投資する。

本サブ・ファンドは、消費、都市化、デジタル化、金融包摂、ヘルスケア、新技術等の長期的なトレンドおよびテーマから利益を享受することができるセクターの主要企業の株式に投資する。

本サブ・ファンドの資産は、特定の時価総額の規模に限定されるものではなく、いかなる地域配分またはセクター配分に限定されるものでもない。

サブ・ファンドは、パフォーマンス測定、リスク管理およびポートフォリオ構築の目的において、ベンチマークであるMSCI エマージング・マーケット(正味配当金再投資)を用いる。ポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオを構築する際に、自らの裁量権を行使することができ、銘柄または組入比率の点においてベンチマークに縛られない。名称に「ヘッジ」を含む受益証券クラスに関しては、ベンチマークの為替ヘッジバージョン(利用可能な場合)が用いられる。ポートフォリオは、投資配分およびパフォーマンスの点においてベンチマークから乖離することができる。

本サブ・ファンドは、地域的な投資特性のために様々な外国通貨に投資を行うが、関連する為替リスクを低減するために、ポートフォリオのすべてまたはその一部を本サブ・ファンドの基準通貨に対してヘッジする場合がある。

投資家は、本サブ・ファンドの投資リスクには上海 - 香港ストック・コネクトまたは深圳 - 香港ストック・コネクトを通じて取引される中国A株も含む可能性があることに留意するべきである。中国A株は、中国本土にある企業の人民元建てA株式である。当該株式は、上海証券取引所および深圳証券取引所等の中国証券取引所において取引される。

UBSアセット・マネジメントは、本サブ・ファンドをSI(サステナブル投資)フォーカス・ファンドに分類している。本サブ・ファンドのサステナビリティ・プロフィールは、個々の投資対象すべて

の合計に基づいている。たとえば、本サブ・ファンドは、責任ある統治（企業の社会的責任 / CSR）等の問題に基づく原則を有する企業に投資することができる。ただし、本サブ・ファンドは、持続可能な開発目標の定義に基づき、社会に対してサステナビリティに関するプラスの影響を与えるセクターで活動する企業にも投資することができる。他方、本サブ・ファンドは、社会または環境にマイナスの影響を与える企業またはかかる影響を与える事業活動を行うセクター全体を除外することもできる。この投資プロセスの目的は、適切な環境プロフィールを有し、他の企業と比べて平均を上回る社会問題および環境問題へのコミットメントを行い、かつ、より進歩的な企業統治アプローチを行う企業を選定することである。サステナビリティ / ESG基準のファンダメンタル分析には、二酸化炭素排出量、従業員の健康や福祉、バリュー・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いおよび統治手続き等、企業の様々な側面が含まれる可能性がある。本サブ・ファンドは、タバコの生産、風俗、石炭または石炭火力発電所由来のエネルギーにより主な収益を得る企業への直接的な投資を行わない。

本サブ・ファンドは、先進国市場および新興国市場の双方に投資する可能性がある。かかる投資に伴うリスクについては、「リスクの注記」に記載する。上記に加え、投資家は、上海 - 香港ストック・コネクトまたは深圳 - 香港ストック・コネクトを通じて取引される投資に伴う上記のリスクを読み、認識し、かつ、これを考慮するべきである。かかるリスクに関する情報は、下記「リスクの注記」に記載される。こうした理由により、本サブ・ファンドは上記のリスクを認識している投資家に特に適している。

基準通貨は、米ドルである。

典型的な投資家の特性

アクティブ運用されるサブ・ファンドは、新興国市場にあるまたは同地域で主に活動を行い、かつ、持続可能性においてトップの地位を目指す企業に分散された株式ポートフォリオに投資することを望む投資家に適している。投資家は、株式に固有のリスクを負う覚悟を持つべきである。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）

アクティブに運用されるUBS（Lux）エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）は、その資産の大部分をヨーロッパにあるまたは同地域で主に活動を行う企業の株式およびその他の持分に投資する。当該投資の範囲で、本サブ・ファンドは（その純資産の10%を上限にオープン・エンド型投資信託である）ヨーロピアン・スモールおよび / またはミッド・キャップスに直接的もしくは間接的に投資を行うこともできる。投資制限の「5 証券および短期金融商品を裏付け資産とする特別の技法および手段」に従い、サブ・ファンドはインデックス先物を利用して市場へのエクスポージャーを増減させることができる。サブ・ファンドは、パフォーマンス測定、リスク管理およびポートフォリオ構築の目的において、ベンチマークであるMSCIヨーロッパ（正味配当金再投資）を用いる。ポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオを構築する際に、自らの裁量権を行使ことができ、銘柄または組入比率の点においてベンチマークに縛られない。名称に「ヘッジ」を含む受益証券クラスに関しては、ベンチマークの為替ヘッジバージョン（利用可能な場合）が用いられる。ポートフォリオは、投資配分およびパフォーマンスの点においてベンチマークから乖離することがある。

UBSアセット・マネジメントは、本サブ・ファンドをSI（サステナブル投資）フォーカス・ファンドに分類している。本サブ・ファンドのサステナビリティ・プロフィールは、個々の投資対象すべての合計に基づいている。たとえば、本サブ・ファンドは、責任ある統治（企業の社会的責任 / CSR）等の問題に基づく原則を有する企業に投資することができる。ただし、本サブ・ファンドは、持続可能な開発目標の定義に基づき、社会に対してサステナビリティに関するプラスの影響を与えるセクターで活動する企業にも投資することができる。他方、本サブ・ファンドは、社会または環境にマイナスの影響を与える企業またはかかる影響を与える事業活動を行うセクター全体を除外することもできる。この投資プロセスの目的は、適切な環境プロフィールを有し、他の企業と比べて平均を上回る社会問題および環境問題へのコミットメントを行い、かつ、より進歩的な企業統治アプローチを行う企業を選定すること

である。サステナビリティ/ESG基準のファンダメンタル分析には、二酸化炭素排出量、従業員の健康や福祉、バリュー・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いおよび統治手続き等、企業の様々な側面が含まれる可能性がある。本サブ・ファンドは、タバコの生産、風俗、石炭または石炭火力発電所由来のエネルギーにより主な収益を得る企業への直接的な投資を行わない。

基準通貨は、ユーロである。

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドは、受入可能な環境プロフィール、社会的プロフィールおよび経済的プロフィールを有するヨーロッパの企業のアクティブに運用される株式ポートフォリオに投資することを望む投資家に適している。投資家は、株式に固有のリスクを負う覚悟を持つべきである。

UBS (Lux) エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ (米ドル)

UBSアセット・マネジメントは、本サブ・ファンドを、ESG統合型ファンドとして分類している。

UBS (Lux) エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ (米ドル) は、中華人民共和国または台湾に拠点を置く企業ならびに中華人民共和国または台湾と密接な経済的関係のある東アジアに所在する企業の株式およびその他のエクイティ株式に主に投資する。

(中略)

UBS (Lux) エクイティ・ファンド - スモール・キャップスUSA (米ドル)

UBSアセット・マネジメントは、本サブ・ファンドを、ESG統合型ファンドとして分類している。

アメリカ合衆国に所在する、または主にアメリカ合衆国で活発な活動を行っている小規模企業が発行する株式およびその他の株式関連証券に資産の最低70%を投資する。かかる小規模企業の株式時価総額は、代表的な小規模企業の指数における最大の株式時価総額を有する企業の株式時価総額を超えることはない。サブ・ファンドは、パフォーマンス測定、リスク管理およびポートフォリオ構築の目的において、ベンチマークであるRussell 2000 グロース(正味配当金再投資)を用いる。ポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオを構築する際に、自らの裁量権を行使することができ、銘柄または組入比率の点においてベンチマークに縛られない。名称に「ヘッジ」を含む受益証券クラスに関しては、ベンチマークの為替ヘッジバージョン(利用可能な場合)が用いられる。ポートフォリオは、投資配分およびパフォーマンスの点においてベンチマークから乖離することがある。しかし、サブ・ファンドの投資対象は、アメリカ合衆国の小規模企業を代表する指数に含まれる企業の株式やその他の株式関連証券に限られない。サブ・ファンドは、ファンドの約款および一般的な投資方針や投資制限に従い、その他の資産に投資する場合もある。

(中略)

リスクの注記

(中略)

上海 - 香港ストック・コネクトまたは深圳 - 香港ストック・コネクト(以下「ストック・コネクト」という。)を通じて取引される投資に関するリスクの情報

(中略)

投資家補償基金

ストック・コネクトを通じた投資はブローカーを利用して行われ、かかるブローカーの債務弁済不履行のリスクにさらされる。2020年1月1日以降に生じる不履行については、香港の投資家補償基金が、SSEまたはSZSEによって運営される株式市場で取引され、その売買注文が、ストック・コネクト契約のノースバウンド・リンクを通じて出されることのある有価証券に関して投資家の損失を補填する。ただし、関連するサブ・ファンドは、中国本土の証券ブローカーではなく香港の証券ブローカーを

通じてノースバウンド取引を行うため、当該サブ・ファンドは、中国本土の中国証券投資家保護基金に
よって保護されない。

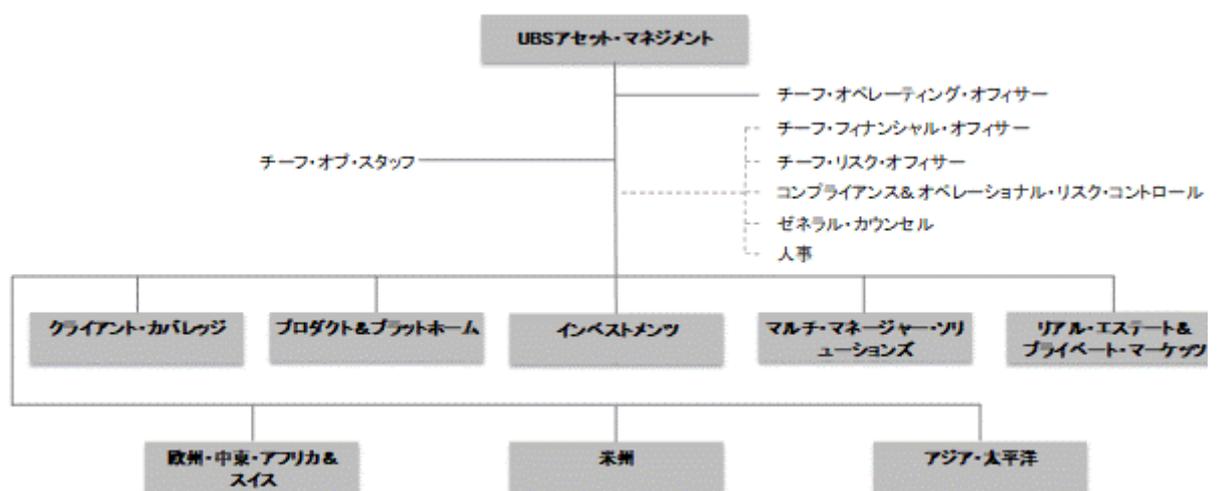
クォータがすべて使用されるリスク

（後略）

（２）運用体制

< 訂正前 >

（ ）投資運用体制



2020年1月1日現在

2019年12月末現在、UBSアセット・マネジメントは世界各地に1,000名を超える運用のプロフェッショナルを配している。

（ ）投資運用方針の決定プロセス

（中略）

投資決定プロセス

（a）アジア・コンサンプション（米ドル）

1) ポートフォリオの構築はグローバル・エマージング・マーケットおよびアジア・パシフィック株式担当の責任者とシニア・ポートフォリオ・マネジャーが責任を負う。このグループはアナリストと連携しながら、企業を訪問し、株式ポートフォリオの銘柄、業種および国別に関するすべての決定を下す。

チューリッヒに所在するシニア・ポートフォリオ・マネジャーはラテン・アメリカ株式と中部・東部ヨーロッパ株式の各ポートフォリオを構築する。一方、アジアに所在するシニア・ポートフォリオ・マネジャーはアジア株式（除く日本）のポートフォリオを構築する。

アジアとチューリッヒに拠点を置くエマージング・マーケット担当のポートフォリオ・マネジャーは隔週でミーティングを行う。これに対して、アジア株式の担当チーム（アナリストとポートフォリオ・マネジャー）は毎週チーム・ミーティングを行い、アジア株式のポートフォリオに適用する調査と銘柄選択の考え方を討議する。またポートフォリオ・マネジャーは顧客のポートフォリオに関する問題点と取引について協議するために毎週ミーティングを行う。

2) リスク管理

個々の銘柄、国およびセクターは、SUMMIT（ポートフォリオ・ポジションのデータ・ハブ）やUBS独自のリスク・システムであるグローバル株式リスク管理システムなどのシステムの助けを借りて、ポートフォリオ・マネジャーによって投資の制限幅がモニターされている。さらに、Lux SPICE（コンプライアンス）チームが、すべてのサブ・ファンドのキャッシュ、株式への投資を日々監視している。

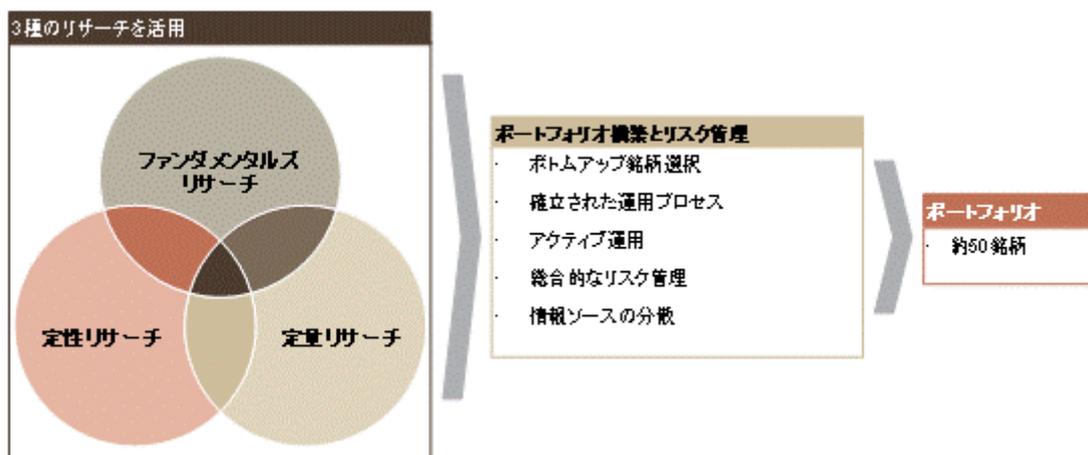
（b）ヨーロッパ・オポチュニティ（ユーロ）

集中アルファ・ユニットは、集中アルファ・ヨーロッパ株式のポートフォリオに関する、すべての株式、産業および国の決定に責任を負う。

集中アルファ・ユニットは、予測できない現在の投資環境の中で高いリターンの可能性のある戦略を提供するUBSアセット・マネジメント内の「専門」チームである。集中アルファ・ユニットは、UBSアセット・マネジメント・チームのコアとなる情報資源の全て（会社のリサーチ、リスク分析、コンプライアンス、取引、コーポレート・ガバナンス等。）を活用するものの、別個の投資プロセスおよび別個の決定プロセスを備えている。

集中アルファ・チームは、その投資目的を、短期および中期の市場の非効率性を利用することで達成しようとする。各ポートフォリオは、内部および外部のリサーチ結果を利用することで主にボトムアップ的に構築される。これらの相互に独立した情報ソースの組み合わせは、ポートフォリオ・マネジャーが管理可能である枠組みにおいて、市場における変則的事象（アノマリー）および市場機会の全体像をポートフォリオ・マネジャーに提供する。それにより、ポートフォリオ・マネジャーは、予想されるポートフォリオのダウンサイド・リスクを抑えながら、バランスの取れた投資決定を行うことができる。

投資プロセスの概要



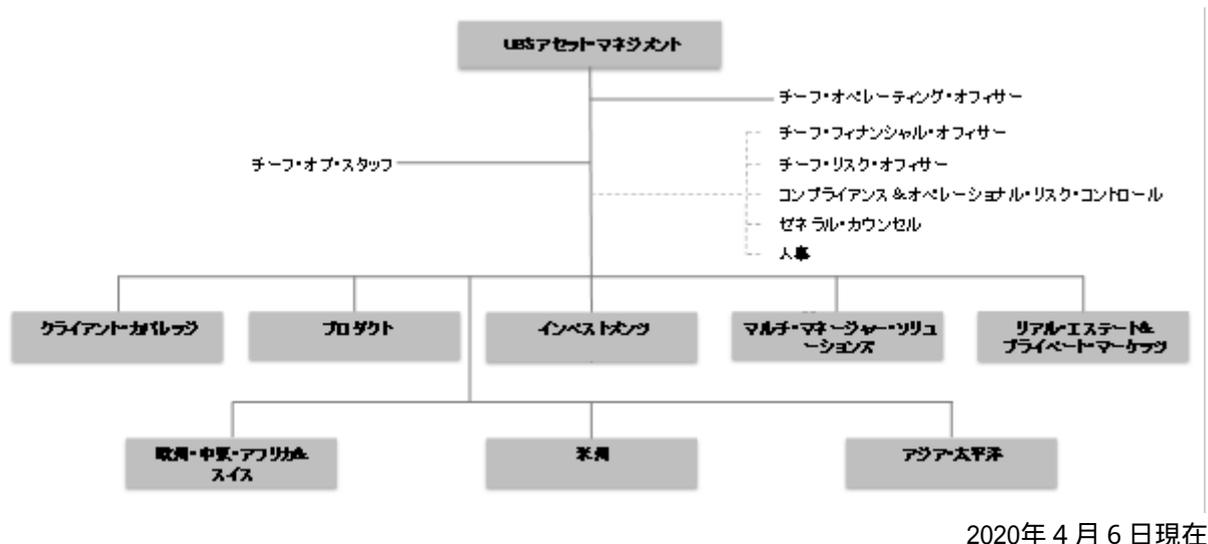
ポートフォリオ・マネジャーは、各銘柄の（相対的な）投資魅力に基づいて、ポートフォリオに組入れる銘柄およびその投資比率を決定する。この決定にあたっては、ポートフォリオ・マネジャーは、3つの相互に専門的な情報源から得られる投資哲学を、投資の確信を得るために利用するだけでなく、銘柄の想定される株価の上下のブレを把握するために利用する。

投資運用会社は、各保有銘柄を定期的に見直す。投資運用会社は、投資運用会社が依拠する独立した情報源からの裏付けが減ってきた場合、投資割合を減らすか、または保有銘柄を売却することがある。あるいは、投資運用会社は、類似の特徴を持つ他の投資対象が保有銘柄より（相対的に）魅力的となった場合には、保有銘柄を売ることができる。サブ・ファンドは、アクティブに運用され、大型株、中小型株、および市場エクスポージャーの3つの異なる収入源を利用する。

（後略）

<訂正後>

() 投資運用体制



2020年3月末現在、UBSアセット・マネジメントは世界各地に860名を超える運用のプロフェッショナルを配している。

() 投資運用方針の決定プロセス

(中略)

投資決定プロセス

(a) エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ (米ドル)

1) ポートフォリオの構築はエマージング・マーケットおよびアジア・パシフィック株式担当の責任者と2名のシニア・ポートフォリオ・マネジャー（共同ポートフォリオ・マネジャーであり、1名はアジア・パシフィック株式担当、もう1名はそれ以外の担当とする。）が責任を負う。このグループはアナリストと連携しながら、企業を訪問し、株式ポートフォリオの銘柄、業種および国別に関するすべての決定を下す。

チューリッヒに所在するシニア・ポートフォリオ・マネジャーはラテン・アメリカ株式と中部・東部ヨーロッパ株式の各ポートフォリオを構築する。一方、アジアに所在するシニア・ポートフォリオ・マネジャーはアジア株式（除く日本）のポートフォリオを構築する。

アジアとチューリッヒに拠点を置くエマージング・マーケット担当のポートフォリオ・マネジャーは隔週でミーティングを行う。これに対して、アジア株式の担当チーム（アナリストとポートフォリオ・マネジャー）は毎週チーム・ミーティングを行い、アジア株式のポートフォリオに適用する調査と銘柄選択の考え方を討議する。またポートフォリオ・マネジャーは顧客のポートフォリオに関する問題点と取引について協議するために毎週ミーティングを行う。銘柄の選択に関して、このチームは、長期的な評価に重点を置きつつ、産業構造および競争上の地位、利益の持続可能性ならびにESGの観点から、被投資会社の質を考慮する。

2) リスク管理

個々の銘柄、国およびセクターは、POP（ポートフォリオ最適化のための社内ツール）、BarraおよびUBS独自のリスク・システムであるグローバル株式リスク管理システムなどのシステムの助けを借りて、ポートフォリオ・マネジャーによって投資の制限幅がモニターされている。さらに、Sentinelというツールが、すべてのサブ・ファンドの投資ガイドラインを日々監視している（取引前/後の監視を含む）。

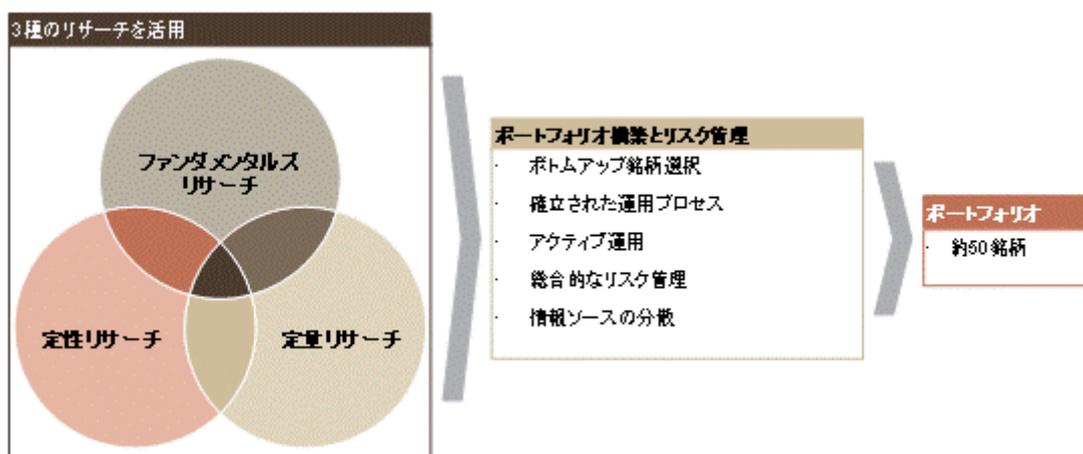
(b) ヨーロッパ・オポチュニティ・サステナブル(ユーロ)

集中アルファ・ユニットは、集中アルファ・ヨーロッパ株式のポートフォリオに関する、すべての株式、産業および国の決定に責任を負う。

集中アルファ・ユニットは、予測できない現在の投資環境の中で高いリターンの可能性のある戦略を提供するUBSアセット・マネジメント内の「専門」チームである。集中アルファ・ユニットは、UBSアセット・マネジメント・チームのコアとなる情報資源の全て(会社のリサーチ、リスク分析、コンプライアンス、取引、コーポレート・ガバナンス等。)を活用するものの、別個の投資プロセスおよび別個の決定プロセスを備えている。

集中アルファ・チームは、その投資目的を、市場の非効率性を利用することで達成しようとする。各ポートフォリオは、内部および外部のリサーチ結果を利用することで主にボトムアップ的に構築される。これらの相互に独立した情報ソースの組み合わせは、ポートフォリオ・マネジャーが管理可能である枠組みにおいて、市場における変則的事象(アノマリー)および市場機会の全体像をポートフォリオ・マネジャーに提供する。それにより、ポートフォリオ・マネジャーは、予想されるポートフォリオのダウンサイド・リスクを抑えながら、バランスの取れた投資決定を行うことができる。

投資プロセスの概要



ポートフォリオ・マネジャーは、各銘柄の(相対的な)投資魅力の組合せおよびそのESGプロフィール(社内および外部の評価を統合したもの)に基づいて、ポートフォリオに組入れる銘柄およびその投資比率を決定する。この決定にあたっては、ポートフォリオ・マネジャーは、3つの相互に専門的な情報源から得られる投資哲学を、投資の確信を得るために利用するだけでなく、銘柄の想定される株価の上下のブレ(リスク対リターン)を把握するために利用する。

投資運用会社は、各保有銘柄を定期的に見直す。投資運用会社は、投資運用会社が依拠する独立した情報源からの裏付けが減ってきた場合、投資割合を減らすか、または保有銘柄を売却することがある。あるいは、投資運用会社は、類似の特徴を持つ他の投資対象が保有銘柄より(相対的に)魅力的となった場合には、保有銘柄を売ることができる。サブ・ファンドは、アクティブに運用され、主に柔軟な市場エクスポージャーを有する大中型株を利用する。

(後略)

(5) 投資制限

<訂正前>

(前略)

5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段

(中略)

管理会社の取締役会は、証券貸借取引からの担保として、以下の資産クラスの商品を承認し、当該商品に対して以下のヘアカットを適用する旨を決定している。

資産クラス	最小ヘアカット率 (時価に対する 控除率(%))
-------	--------------------------------

(中略)

以下のインデックスに上場されている株式は、許容される担保として認められる。	ブルームバーグのID
---------------------------------------	------------

(中略)

ベルギー(BEL20インデックス)	BEL20
カナダ(S&P/TSX 60インデックス)	SPTSX60
デンマーク(OMXコペンハーゲン20インデックス)	KFX

(後略)

<訂正後>

(前略)

5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段

(中略)

管理会社の取締役会は、証券貸借取引からの担保として、以下の資産クラスの商品を承認し、当該商品に対して以下のヘアカットを適用する旨を決定している。

資産クラス	最小ヘアカット率 (時価に対する 控除率(%))
-------	--------------------------------

(中略)

以下のインデックスに上場されている株式は、許容される担保として認められる。	ブルームバーグのID
---------------------------------------	------------

(中略)

ベルギー(BEL20インデックス)	BEL20
デンマーク(OMXコペンハーゲン20インデックス)	KFX

(後略)

4 手数料等及び税金

(3) 管理報酬等

<訂正前>

ファンドは、クラスP受益証券に関し、各サブ・ファンドの平均純資産額に基づいて計算される月次上限定率報酬を支払う。

サブ・ファンド	上限定率報酬 (上限管理報酬)
UBS(Lux)エクイティ・ファンド - アジア・コンサンプション(米ドル)	年率2.040% (年率1.630%)
UBS(Lux)エクイティ・ファンド - ヨーロッパ・オポチュニティ(ユーロ)	年率2.040% (年率1.630%)

(後略)

<訂正後>

ファンドは、クラスP受益証券に関し、各サブ・ファンドの平均純資産額に基づいて計算される月次上限定率報酬を支払う。

サブ・ファンド	上限定率報酬 (上限管理報酬)
UBS(Lux)エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ(米ドル)	年率1.920% (年率1.540%)
UBS(Lux)エクイティ・ファンド - ヨーロッパ・オポチュニティ・サステナブル(ユーロ)	年率1.780% (年率1.420%)

(後略)

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

(前略)

(B) ルクセンブルグ

(中略)

ストック・コネクトを通じた中国A株への投資

2014年11月14日に、中国当局は、2014年11月17日以降、外国投資家がストック・コネクトを通じた中国A株の取引から得たキャピタル・ゲインが中国において適用される法人所得税ならびに個人所得税および個人事業税を一時的に免除される旨の財税指令(2014年)第81号を公布した。外国投資家は、中国において適用される10%の配当源泉徴収税を支払う義務を負う。かかる税金は、中国で上場されている企業により源泉控除され、中国において管轄権を有する税務当局に支払われる。税務上の目的で中国と租税条約を締結する法域に居住する投資家は、支払済みの源泉徴収超過額の還付を申請することができる。ただし、当該租税条約は、中国において支払われた税率よりも低い税率の分配源泉徴収税を定める。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(B) ルクセンブルグ

(中略)

ストック・コネクトを通じた中国A株への投資

2014年11月14日および2016年12月2日に、中国当局は、ストック・コネクトに関する中国の税制についての疑問を明確にするため、財税通達(2014年)第81号(以下「通達第81号」という。)および財税通達(2016年)第127号(以下「通達第127号」という。)を公表した。通達第81号および通達第127号に従い、外国投資家がストック・コネクトを通じた中国A株の取引から得たキャピタル・ゲインは、中国において適用される法人所得税ならびに個人所得税および個人事業税を一時的に免除される。外国投資家は、中国において適用される10%の配当源泉徴収税を支払う義務を負う。かかる税金は、中国で上場されている企業により源泉控除され、中国において管轄権を有する税務当局に支払われる。税務上の目的で中国と租税条約を締結する法域に居住する投資家は、支払済みの源泉徴収超過額の還付を申請することができる。ただし、当該租税条約は、中国において支払われた税率よりも低い税率の分配源泉徴収税を定める。

(後略)

第2 管理及び運営

1 申込(販売)手続等

<訂正前>

(a) 海外における申込(販売)手続等

サブ・ファンドの受益証券の発行価格は、後記「5 資産管理等の概要、(1)資産の評価」における記載にしたがって決定される。

当初の受益証券発行後、発行価格は、別段の記載がない限り、販売会社の利益になるように、受益証券一口当たり純資産価格にその純資産価格の最大5%の発行手数料を加算した額に基づく。ファンド証券が販売される国で発生することがある税金、手数料およびその他の報酬も請求される。

ファンド証券の申込みは、管理会社、管理事務代行会社、保管受託銀行およびその他の販売会社において、発行価格で受諾される。

適用法令に従い、申込代金の受領を委託されている保管受託銀行および/または代理人は、その裁量により、かつ投資者の要請に応じて、各サブ・ファンドの基準通貨および購入予定の受益証券クラスの申込通貨以外の通貨による支払いを受領することができる。使用される為替レートは、関連通貨ペアの呼び値スプレッドに基づき、各代理人により決定される。投資者は、為替換算に関連するすべての手数料を負担する。

(中略)

決済日または注文日から決済日までの期間のいかなる日においても、受益証券クラスの通貨の国の銀行が営業していない場合、または対応する通貨が銀行間決済システムにおいて取引されていない場合、これらの日は、計算の目的上、決済日とはみなされない。かかる銀行が営業する日、または対応する通貨が決済システムにおいて取引可能になる日のみが決済日となる。

支払事務代行会社の支店は、名義人としての最終投資家に代わり、必要な取引を行う。支払事務代行会社のサービスのための費用は、投資家に課することができる。

管理会社は、その裁量により、全部または一部の現物申込を受諾することができる。この場合、現物で申込みを受けた資産は、特定のサブ・ファンドの投資方針および投資制限に従わなければならない。また、かかる現物での支払いは、管理会社により指名された会計監査人による監査を受ける。発生した費用は関連する投資家が負担する。

(後略)

<訂正後>

(a) 海外における申込(販売)手続等

サブ・ファンドの受益証券の発行価格は、後記「5 資産管理等の概要、(1)資産の評価」における記載にしたがって決定される。

別途規定されない限り、投資者の出資額の5%を上限とする購入時手数料が控除(または追加で徴収)され、サブ・ファンドの受益証券の販売に関わる販売会社および/または金融機関に支払われることがある。購入時手数料の計算につき異なる方法がとられることがある。

ファンド証券が販売される国で発生することがある税金、手数料およびその他の報酬も請求される。追加情報は適用される現地の販売資料を参照されたい。

支払事務代行会社の支店は、名義人としての最終投資家に代わり、必要な取引を行う。支払事務代行会社のサービスのための費用は、投資家に課することができる。

適用法令に従い、申込代金の受領を委託されている保管受託銀行および/または代理人は、その裁量により、かつ投資者の要請に応じて、各サブ・ファンドの基準通貨および購入予定の受益証券クラスの申込通貨以外の通貨による支払いを受領することができる。使用される為替レートは、関連通貨ペアの

呼び値スプレッドに基づき、各代理人により決定される。投資者は、為替換算に関連するすべての手数料を負担する。

(中略)

決済日または注文日から決済日までの期間のいかなる日においても、受益証券クラスの通貨の国の銀行が営業していない場合、または対応する通貨が銀行間決済システムにおいて取引されていない場合、これらの日は、計算の目的上、決済日とはみなされない。かかる銀行が営業する日、または対応する通貨が決済システムにおいて取引可能になる日のみが決済日となる。

管理会社は、その裁量により、全部または一部の現物による受益証券の購入申込を受諾することができる。この場合、現物で申込みを受けた資産は、特定のサブ・ファンドの投資方針および投資制限に従わなければならない。また、かかる現物での支払いは、管理会社により指名された会計監査人による監査を受ける。発生した費用は関連する投資家が負担する。

(後略)

2 買戻し手続等

<訂正前>

(a) 海外における買戻し手続等

(中略)

支払事務代行会社の支店は、名義人としての最終投資家に代わり、必要な取引を行う。支払事務代行会社のサービスのための費用およびコルレス銀行の手数料は、投資家に課することができる。

管理会社は、その裁量により、現物により全部または一部の買戻しを投資家に提供することができる。その場合、現物により元本が買い戻された後も、残りのポートフォリオは当該サブ・ファンドの投資方針および投資制限を引き続き遵守していなければならない。サブ・ファンドの残存投資家が現物による買戻しにより不利益を被ることがないようにしなければならない。また、かかる支払は、管理会社により指名された会計監査人による監査を受ける。発生した費用は関連する投資家が負担する。

(後略)

<訂正後>

(a) 海外における買戻し手続等

(中略)

支払事務代行会社の支店は、名義人としての最終投資家に代わり、必要な取引を行う。支払事務代行会社のサービスのための費用およびコルレス銀行の手数料は、投資家に課することができる。

管理会社は、その裁量により、受益証券の現物による全部または一部の買戻しを投資家に提供することができる。その場合、現物により元本が買い戻された後も、残りのポートフォリオは当該サブ・ファンドの投資方針および投資制限を引き続き遵守していなければならない。サブ・ファンドの残存投資家が現物による買戻しにより不利益を被ることがないようにしなければならない。また、かかる支払は、管理会社により指名された会計監査人による監査を受ける。発生した費用は関連する投資家が負担する。

(後略)

3 乗換え手続等

<訂正前>

(a) 海外における乗換え

(中略)

受益者が既存の受益証券の乗換の結果得られる受益証券の口数は、以下の算式により計算される。

$$A = \frac{B \times C \times D}{E}$$

- A 乗換えを行う新サブ・ファンドまたは受益証券クラスの口数。
- B 乗換えが行われる元のサブ・ファンドまたは受益証券クラスの受益証券の口数。
- C 乗換えのために提出される受益証券の純資産価格。
- D 関係するサブ・ファンドまたは受益証券クラス間の外国為替レート。両方のサブ・ファンドまたは受益証券クラスがその勘定において同一の通貨建てである場合、かかる係数は1となる。
- E 乗換えを行う新サブ・ファンドの受益証券または受益証券クラスの純資産価格に税金、手数料その他費用を加算した額。

該当するサブ・ファンドまたは受益証券クラスの発行手数料の上限と同額の最大乗換手数料が、販売会社により、請求されることがある。かかる場合、前記「2 買戻し手続等(イ)海外における買戻し手続等」の規定により、買戻手数料は課されない。

(後略)

<訂正後>

(a) 海外における乗換え

(中略)

受益者が既存の受益証券の乗換えの結果得られる受益証券の口数は、以下の算式により計算される。

$$A = \frac{B \times C \times D}{E}$$

- A 乗換えを行う新サブ・ファンドまたは受益証券クラスの口数。
- B 乗換えが行われる元のサブ・ファンドまたは受益証券クラスの受益証券の口数。
- C 乗換えのために提出される受益証券の純資産価格。
- D 関係するサブ・ファンドまたは受益証券クラス間の外国為替レート。両方のサブ・ファンドまたは受益証券クラスがその勘定において同一の通貨建てである場合、かかる係数は1となる。
- E 乗換えを行う新サブ・ファンドの受益証券または受益証券クラスの純資産価格に税金、手数料その他費用を加算した額。

投資額に係る最大購入時手数料と同額の最大乗換手数料が控除(または追加で徴収)され、サブ・ファンドの受益証券の販売に関わる販売会社および/または金融機関へ支払われる場合がある。かかる場合、前記「2 買戻し手続等(イ)海外における買戻し手続等」の規定により、買戻手数料は課されない。

(後略)

第4 外国投資信託受益証券事務の概要

(1) ファンド証券の名義書換

<訂正前>

ファンド証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSE

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、セニガーベルグL - 1748、ルー・ヘンメル通り6番

(後略)

<訂正後>

ファンド証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSE

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、ルードランジュL - 3364、シャトー・ド通り10番

(後略)